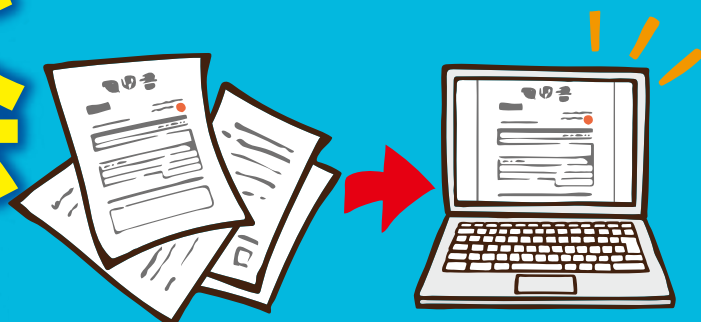


税務署担当官が疑問を解決！

参加  
無料

# 電子帳簿保存法 対策説明会



2024年1月から、すべての事業者は原則として「電子取引のデータ保存」が義務化され、データを紙で保存することができなくなりました。税制改正によって改正された電子帳簿保存法（電帳法）には、どの程度対応すればよいのでしょうか？また、対応していない場合、どのようなペナルティが課せられるのでしょうか？これらの疑問について税務署の担当官が解決します！



令和6年

6月11日 火

主に個人事業主 ① 13:00 ~ 14:00

主に法人 ② 15:00 ~ 16:00

日時

場所

オンライン(Zoom)

対象

当所管内中小企業・小規模事業者  
(会員・非会員問わず)

定員

各80名

講師

倉敷税務署 担当官

## 内容

- 税制改正の内容について
- 電帳法に対応するための実務について
- ペナルティ・罰則は？
- よくある質問・疑問

## お申し込み・お問い合わせ

右の二次元コードもしくは当所ホームページよりお申し込みください。



倉敷商工会議所 中小企業相談所 (担当: 末澤・藤井) TEL (086) 476-1005